

## 5. 社会福祉協議会のサービス

### ●権利擁護センターもみじ

一人暮らし高齢者や高齢者世帯，および認知症高齢者，知的障害者又は精神障害者などの意思能力や生活状況に応じて，成年後見制度などの権利擁護制度を活用し，身上監護や財産管理を中心とする権利擁護サービスを提供する事により，地域福祉の推進に寄与することを目的とした機関です。

#### 【活動内容】

成年後見制度の身近な相談窓口として成年後見制度の説明，情報提供など行います。また，成年後見相談会を実施します。

成年後見制度の申立ての支援をします。親族後見人等への相談，助言，医療機関や施設などと法律の専門家との連携等行います。

法人後見の受任をします。成年後見監督人，保佐監督人，補助監督人の事務を行います。

任意後見の事務をします。任意後見監督人の事務，任意代理の事務を行います。

福祉サービス利用援助事業（かけはし）により支援し，本人の判断能力，生活状況などによっては成年後見制度への検討，他制度へ情報提供などを行います。

犯罪被害者支援などを行います。関係機関，医療機関など専門的支援機関との連携を図るとともに，消費者被害に関する相談を受けます。

市民後見人の養成と後見人バンク登録者へのフォローアップ支援，活動支援，市民後見人の活動支援を行います。

専門職への相談体制もあります。

虐待の予防啓発，防止に努めます。

契約締結審査委員会の設置，運営をします。受任要件に該当するかどうか審査会で協議します。

入院，入所施設，居宅介護支援事業所，地域包括支援センター，障害者支援センター，福祉事務所，その他必要な事業所への支援，連携に努めます。

成年後見制度などの広報，普及，周知活動をします。出前講座等を行います。

## ●福祉サービス利用援助事業『かけはし』

認知症や障害などによって、一人でものごとを決めることが不安な人に対し、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続きやお金の管理のお手伝いをして、安心して暮らせるように支援します。

### 【主なサービス内容】

福祉サービスの利用手続きのお手伝い。生活に必要なお金の出し入れのお手伝い。通帳や印鑑、大切な書類などのお預かり。

### 【利用方法】

三次市社会福祉協議会にご相談ください。専門員が状況を伺いながら支援計画を作成します。その計画に基づく支援に合意できれば契約を結び支援が開始になります。

### 【利用料】

サービスの種類	利用料	
福祉サービスの利用されるときのお手伝い	1回あたり（2時間程度）	1,500円
日常的な金銭管理のお手伝い		
通帳などのお預かりサービス	1ヵ月あたり	1,500円

※なお生活保護受給者の方については、預りサービスのみの負担になります。

## ●ふれあい福祉相談

### 【相談の受付】

相談内容	相談日 (祝日を除く)	相談時間	相談員
心配ごと相談	月～金曜日 (祝日は除く)	8時30分～ 17時15分	社会福祉協議会 専門職員
電話相談 ☎0824-63-3340			
介護相談 権利擁護相談			
専門相談 法律相談	事前予約制 (5月・9月・1月)	13時～15時	弁護士
※相談のお申込みは定員になり次第、締め切らせていただきます。 時間はお一人30分程度とさせていただきます。			

※相談はすべて無料、秘密は厳守します。

### 【開設場所】

◎三次市福祉保健センター 2階相談室  
〒728-0013 三次市十日市東三丁目14-1  
相談電話 (0824) 63-3340 FAX: (0824) 62-6827  
手紙・メールによる相談もできます。  
E-mail : fureai-soudan3@ca.wakwak.com

## ●福祉用具短期貸出制度

病気やけがなどで、一時的に歩くことが難しくなられた方に対して、車いすを短期間貸し出します。

### 【対象者】

三次市に住所をお持ちの方で、病気やケガなどで一時的に歩くことが難しくなっておられる方が対象です。

介護保険や傷害の認定を受けておられる方でも、その制度での支援を受けることができない場合は、対象になる場合があります。

【福祉用具の種類】 車いす

【貸し出し期間】 原則1ヵ月以内

【利用料】 無料

## ●ボランティアはるかぜネット

ボランティアによる支援を必要とする高齢者や障害者（児）、子育て世帯、妊産婦、病気やけがをした方などに対して、日常生活に必要なサービスを提供する、会員制で有償の生活互助型サービスです。

### 【会員制】

- 利用会員：市内にお住まいで、日常生活支援が必要な方
- ボランティアはるかぜ会員：サービスを提供する登録会員



【内 容】 日常生活支援（衣類の洗濯、住居の掃除、生活必需品の買い物、話し相手、外出支援、子守りなど）

【利用料金】 1時間あたり300円

### 【三次市社会福祉協議会の主な窓口】

本所（地域福祉課）	TEL (0824) 63-3340	FAX (0824) 62-6827
君田支所	TEL (0824) 53-2964	FAX (0824) 53-7002
布野支所	TEL (0824) 54-2042	FAX (0824) 54-2883
作木支所	TEL (0824) 55-2119	FAX (0824) 55-7002
吉舎支所	TEL (0824) 43-3301	FAX (0824) 43-7005
三良坂支所	TEL (0824) 44-2182	FAX (0824) 44-7005
三和支所	TEL (0824) 52-3143	FAX (0824) 52-7009
甲奴支所	TEL (0847) 67-2075	FAX (0847) 67-2195